
第八 生活衛生

- 1 医薬品等の安全確保対策
- 2 献血の推進
- 3 生活衛生関係施設の安全確保
- 4 食中毒防止対策
- 5 動物の適正飼育の推進
- 6 食鳥処理施設の衛生確保

第八 生活衛生

1 医薬品等の安全確保対策

(根拠法令 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 昭和 36 年2月1日施行・毒物及び劇物取締法 昭和 25 年 12 月 28 日施行)

<事業概要>

医薬品の安全性確保及び毒物劇物等による危害発生防止を目的として、薬局等に対し、年間を通じて立入検査を実施するとともに、医薬品等の保管管理及び適正販売の徹底等について指導を行う。また消費者に対し、医薬品についての正しい知識の普及啓発に努める。

(1) 薬局・医薬品販売業者等に対する監視指導

年度 \ 区分		施設数	新規許可・届出件数	更新許可件数	廃止件数	監視指導件数	行政処分等件数	
3		2,178	163	70	132	466	-	
4		2,183	218	134	213	659	-	
5		2,207	212	97	188	558	-	
(内訳)								
医薬品	薬 局	182	8	33	12	53	-	
	薬局医薬品製造販売業	12	-	1	1	3	-	
	薬局医薬品製造業	12	-	1	1	3	-	
	店 舗 販 売 業	116	15	21	15	55	-	
	卸 売 販 売 業	35	4	12	2	20	-	
	薬 種 商 販 売 業	-	-	-	-	-	-	
	特 例 販 売 業	1	-	-	-	-	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	
医薬部外品	販 売 業	-	-	-	-	101	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	
化粧品	販 売 業	-	-	-	-	101	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	
医療機器	高度管理医療機器等	販 売 業	190	16	20	8	42	-
		貸 与 業	2	-	-	-	-	-
		販売・貸与業	86	7	9	5	23	-
	管 理 医 療 機 器	販 売 業	1,076	74	-	62	19	-
		貸 与 業	2	-	-	-	-	-
		販売・貸与業	493	88	-	82	138	-
一 般 医 療 機 器	販 売 業	-	-	-	-	-	-	
	貸 与 業	-	-	-	-	-	-	
	販売・貸与業	-	-	-	-	-	-	
	業 務 上 取 扱 う 施 設	-	-	-	-	-	-	

(2) 毒物劇物営業者等に対する監視指導

年度 \ 区分		施設数	新規登録件数	更新登録件数	廃止件数	監視指導件数	行政処分等件数
3		330	9	38	13	75	-
4		315	9	52	24	99	-
5		298	14	39	31	69	-
(内訳)							
販売業	一般販売業	233	12	35	29	63	-
	農業用品目販売業	35	1	2	1	5	-
	特定品目販売業	5	-	2	1	1	-
業務上取扱者	電気めっき事業	2	-	-	-	-	-
	金属熱処理事業	-	-	-	-	-	-
	毒物劇物運送業	20	1	-	-	-	-
	白あり防除事業	-	-	-	-	-	-
	法第22条第5項の者	-	-	-	-	-	-
	特定毒物使用者	3	-	-	-	-	-

年度 \ 区分	毒物劇物取扱者試験願書受付件数		
	一般	農業用品目	特定品目
3	30	10	-
4	32	-	-
5	51	-	-

2 献血の推進

(根拠法令 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条 平成15年7月30日施行)

<事業概要>

医療技術の高度化により、輸血用の血液の需要が年々増加し、これに対応するため定期献血、地区献血を実施し、血液の確保に努めている。

年度別献血者数 (単位:人)

年 度	献血の種類	
	200ml 献血	400ml 献血
3	11	16,155
4	5	16,099
5	0	15,326

3 生活衛生関係施設の安全確保

(根拠法令 理容師法 昭和23年1月1日施行・美容師法 昭和32年9月2日施行・クリーニング業法 昭和25年7月1日施行・旅館業法 昭和23年7月15日施行・公衆浴場法 昭和23年7月15日施行・興行場法 昭和23年7月15日施行・水道法 昭和32年12月14日施行・温泉法 昭和23年8月9日施行・建築物における衛生的環境の確保に関する法律 昭和45年10月13日施行・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律 昭和49年10月1日施行)

<事業概要>

理容、美容、クリーニング業、旅館ホテル、公衆浴場等、日常生活に密着した環境衛生営業施設の衛生水準の維持及び大規模建築物、住居衛生、飲用水、遊泳用プール、家庭用品の衛生維持向上を目的として効果的、重点的な監視指導を行う。

(1) 生活衛生営業関係施設立入検査

① 生活衛生営業関係施設数及び立入検査数

業種	区分		施設数	新規件数	廃止件数	立入検査件数	行政処分等件数
	年度						
興行場		3	9	-	-	-	-
		4	9	-	-	-	-
		5	9	-	-	-	-
		(内訳)					
		映画館	1	-	-	-	-
		スポーツ施設	2	-	-	-	-
		その他	6	-	-	-	-
公衆浴場		3	51	3	3	9	-
		4	49	3	5	14	-
		5	49	1	1	10	-
		(内訳)					
		一般公衆浴場	3	-	-	3	-
	その公衆浴場の	個室付浴場	-	-	-	-	-
		ヘルスセンター	4	-	-	2	-
		サウナ風呂	3	-	-	-	-
	その他	39	1	1	5	-	
理容所		3	385	5	48	94	-
		4	376	6	15	48	-
		5	378	9	7	50	-
美容所		3	1,012	67	61	177	-
		4	1,032	63	43	151	-
		5	1,055	60	37	177	-

第八 生活衛生

業種	区分		施設数	新規件数	廃止件数	立入検査 件数	行政処分 等件数
	年度						
クリーニング所	3		183	6	46	104	-
	4		174	2	11	31	-
	5		172	1	3	21	-
	(内訳)						
	一般、工場等		51	1	1	6	-
	(再掲)指定洗濯物取扱施設		9	-	-	2	-
	取次店		121	-	2	15	-
旅館	3		168	11	12	36	-
	4		167	9	10	27	-
	5		173	10	4	39	-
	(内訳)						
	旅館・ホテル営業		127	3	3	30	-
	簡易宿所営業		42	7	1	9	-
	下宿営業		4	-	-	-	-

② 衛生講習実施状況

区分 年度	実施回数	延べ時間	受講人数	対象者	実施場所
3	1回	40分	23人		
4	2回	60分	50人		
5	5回	150分	142人		
(内訳)					
美容	6月5日	20分	23人	美容組合児島支部員	児島マリンプール
美容	9月11日	30分	43人	美容組合倉敷支部員	倉敷市芸文館
理容	9月25日	30分	38人	理容組合倉敷支部員	倉敷商工会議所
理容	10月23日	30分	20人	理容組合児島支部員	児島支所
理容	10月30日	40分	18人	理容組合玉浅支部員	玉島市民交流センター

③ クリーニング師試験免許取扱件数 (単位:件)

区分 年度	試験願書	免許申請
3	11	4
4	6	4
5	14	9

(2) 建築物、水道、温泉関係施設立入検査

① 特定建築物等施設数及び立入検査数

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	非 該 当 件 数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
4	135	1	3	-	-	
5	135	-	-	6	-	
(内訳)						
興 行 場	7	-	-	-	-	
百 貨 店	2	-	-	-	-	
店 舗	47	-	-	-	-	
事 務 所	29	-	-	-	-	
学 校	10	-	-	-	-	
旅 館	27	-	-	-	-	
そ の 他 用 途	13	-	-	-	-	
(再掲)専ら事務所	12	-	-	-	-	
その他の 建築物	3	-	-	-	-	-
	4	-	-	-	-	-
	5	-	-	-	-	-

② 水道施設数及び立入検査数(保健所所掌業務分のみ)

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	廃止件数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
4	544	15	5	4	-	
5	542	2	4	3	-	
(内訳)						
専 用 水 道	14	-	-	-	-	
簡 易 専 用 水 道	528	2	4	3	-	
小規模貯水槽水道	-	-	-	-	-	

③ 温泉利用施設数及び立入検査数

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	廃止件数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
	3	14	1	1	-	-
	4	13	-	1	-	-
	5	13	-	-	-	-
	(内訳)					
	温泉利用許可施設(浴用)	11	-	-	-	-
	温泉利用許可施設(飲用)	-	-	-	-	-
	その他の利用届出施設	2	-	-	-	-

(3) 遊泳用プール、コインランドリー関係施設立入検査

年 度	区 分	施 設 数	新規件数	廃止件数	立入検査 件 数	行政処分 等 件 数
遊 泳 用 プ ー ル	3	30	-	-	11	-
	4	29	-	1	10	-
	5	29	-	-	5	-
コインオペレーション クリーニング営業施 設(コインランドリー)	3	97	4	1	3	-
	4	99	2	-	2	-
	5	100	2	1	6	-
	(内訳)					
	水洗機だけの施設	97	2	1	6	-
	ドライ機のある施設	3	-	-	-	-

(4) 家庭用品試買検査

年 度	区 分	試 買 実 施 施 設 数	試買検体(繊維製品)数	行政処分等件数
3		2	30	-
4		2	30	-
5		1	30	-

※ 検査項目：ホルムアルデヒド

4 食中毒防止対策

(根拠法令 食品衛生法 昭和 23 年 1 月 1 日施行)

<事業概要>

ア 食品施設への立入検査

食中毒の予防及び食品の多様化と製造技術の高度化に対応するため、倉敷市食品衛生監視指導計画に基づき食品等関連施設に対する監視指導を実施する。

イ 食品の収去検査等

- ・ 収去検査…市内で製造・流通している食品及び原材料、中間製品等の収去検査を実施する。
- ・ 実態調査…残留農薬・アレルギー物質・動物用医薬品等について、収去又は買い上げにより実態調査を実施する。

ウ 消費者等への食品衛生情報の提供

各種衛生講習会の実施、ホームページ・広報紙等を利用した情報提供を行う。

(1) 食品衛生監視指導

① 食品関係営業許可施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	営業許可施設		廃 業	処 分 件 数						告 発 件 数		監 視 施 設 数	
		継 続	新 規		営 業 禁 止 命 令	営 業 許 可 取 消 命 令	営 業 停 止 命 令	改 善 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他	無 許 可 営 業	そ の 他		
3	6,002	91	1,292	600	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1,593
4	6,202	0	1,203	999	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,433
5	6,028	0	1,041	1,215	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,348

② 届出を要する施設数及び監視指導状況

区 分 年 度	営 業 施 設 数	処 分 件 数				告 発 件 数	監 視 施 設 数
		営 業 禁 止 命 令	営 業 停 止 命 令	物 品 廃 棄 命 令	そ の 他		
3	2,399	-	-	-	-	-	29
4	2,385	-	-	-	-	-	58
5	2,181	-	-	-	-	-	71

③ 食中毒発生状況

年度	区分	発生年月日	施設	摂食者数	患者数	原因物質
3		令和3年4月27日	仕出屋	6,453	2,545	ノロウイルスGⅡ
		令和3年6月19日	製造所	6	3	黄色ブドウ球菌
4		令和5年3月2日	飲食店	3	3	次亜塩素酸ナトリウム
5		令和5年4月17日	飲食店	8	4	クドア・セプテンブクタータ
		令和6年3月22日	飲食店	調査中	調査中	調査中(推定:粘液胞子虫)

④ 苦情処理状況

(単位:件)

苦情内容		年度	3	4	5
異物混入	毛髪		5	3	6
	金属片		4	2	7
	衛生害虫		8	6	6
	その他		10	19	14
カビの発生			3	3	1
腐敗・変敗			10	6	10
食品の取扱い不良			15	13	18
不適正な表示			8	25	8
施設・環境の不衛生			16	14	24
身体の異常			56	62	78
その他			24	23	15
合計			159	176	187

(2) 衛生教育講習

年度	対象者	営業者	集団給食従事者	消費者	その他	計
	3	回数	5	-	1	1
人数		305	-	18	16	339
4	回数	9	-	5	1	15
	人数	441	-	80	17	538
5	回数	12	1	10	1	24
	人数	627	117	201	11	956

5 動物の適正飼育の推進

(1) 狂犬病予防対策

(根拠法令 狂犬病予防法 昭和25年8月26日施行)

<事業概要>

登録及び狂犬病予防注射の推進

- ・ 定期集合注射の実施及び未登録・未注射犬の一掃
4月に市内各会場で犬の注射及び鑑札、注射済票交付を行う。
集合注射終了後、未注射犬飼い主に対する個別指導及び広報活動を実施する。
- ・ 野犬等の捕獲
地域住民の協力を得ながら、犬捕獲器等による捕獲を実施し、野犬等の一掃に努める。

① 犬の登録頭数・注射頭数

年度	区分	年度末登録頭数	(再掲) 新規登録頭数	狂犬病予防注射頭数
3		27,878	2,757	15,851
4		28,538	2,628	16,139
5		25,755	2,618	16,296

② 野犬等の捕獲頭数、返還頭数

年度	区分	捕獲頭数	返還頭数
3		404	56
4		306	64
5		304	56

③ 苦情相談件数(野犬に関するもの)

年度	区分	捕獲・収容	咬傷	その他
3		595	0	7
4		533	0	5
5		586	0	12

(2) 動物の愛護及び管理

(根拠法令 動物の愛護及び管理に関する法律 昭和49年4月1日施行)

<事業概要>

- ・ 動物愛護に関する普及啓発
野犬増加の原因である捨て犬の防止及び適正な犬の飼い方を啓発指導する。また、猫についても不適切な飼い方に伴う生活環境の悪化等を防止するため、適正な飼い方を啓発指導する。
- ・ 第一種動物取扱業の登録
動物を販売するペットショップ等の施設について、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき登録・更新検査を行う。
- ・ 危険な動物の飼養許可
人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物の飼養について指導及び許可を行う。

① 飼い犬・飼い猫の引取り頭数

年度	区分	犬	猫
3		4	25
4		3	19
5		2	37

② 飼い犬に関する相談件数

年度	区分	放し飼い	鳴き声・糞尿	咬 傷	その他
3		13	43	15	56
4		34	59	22	67
5		21	53	23	73

③ 猫に関する相談件数

年度	区分	不適正飼養	保護・引取り	その他
3		115	60	50
4		154	55	59
5		154	111	64

④ 犬のしつけ方教室・動物とのふれあい教室 (単位:人)

年度	内容	動物とのふれあい教室
3		-
4		-
5		56

⑤ 第一種動物取扱業登録件数

年度	区分	事業所件数	登録件数	(再掲) 新規登録数	(再掲) 登録の更新件数
3		193	230	20	51
4		201	245	30	47
5		211	259	32	24

(3) 化製場等に関する法律にかかる動物の飼養又は収容の許可

(根拠法令 化製場等に関する法律 昭和 23 年 7 月 15 日施行)

<事業概要>

牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、鶏、あひる等を一定数以上、一定の地域で飼養、収容する場合において、公衆衛生上必要な施設の基準を満たす場合、飼養又は収容を許可する。

化製場等に関する法律にかかる動物の飼養又は収容の許可もしくは届出件数 (令和5年度末現在)

対象動物種	総数	牛	馬	豚	めん羊・ 山羊	犬	鶏・ あひる	その他
件 数	42	0	2	3	0	37	0	0

(4) 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費の助成

(根拠 倉敷市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成金交付要綱 令和2年7月1日施行)

<事業概要>

飼い主のいない猫のみだりな繁殖を防止し、猫に起因する諸問題の解決を図る。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術1件にかかる費用のうち、10,000円を上限として助成する。

<事業実績>

年度	区分	手術件数	助成金額(円)
3		103	973,600
4		109	1,000,000
5		228	1,956,200

6 食鳥処理施設の衛生確保

(根拠法令 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律 平成3年4月1日施行)

<事業概要>

食鳥処理衛生管理者の配置、確認規定の遵守状況、処理羽数の確認について監視指導を行う。

<事業実績>

年度	区分	認定小規模施設	
		施設数	確認羽数
3		1(休業中)	0
4		1(休業中)	0
5		1(休業中)	0

